

指定給水装置工事事業者の指定の更新

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第1項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定を更新したので、長生郡市広域市町村圏組合水道部指定給水装置工事事業者規程第10条第2号の規定により公示する。

公示日：令和3年4月15日

指定 番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域において給水装置工事事業者の事業を行う事業所の名称及び所在地		指定の 有効期限
				名称	所在地	
145	有限会社佐山	千葉県大網白里市 四天木乙2874番地	佐山 晋	有限会社佐山	千葉県大網白里市 四天木乙2874番地	令和8年9月29日
175	有限会社江澤設備工業所	千葉県いすみ市 岬町三門1924番地1	江澤 正紘	有限会社江澤設備工業所	千葉県いすみ市 岬町三門1924番地1	令和8年9月29日